

● 配偶者「水都さつき」さんを、相続人（現所有者）代表者に指定する場合の記入例です。

第6号様式(第15条関係)

相 続 人 代 表 者 指 定 ・ 変 更 届 兼 固 定 資 産 現 所 有 者 申 告 書

(市県民税・森林環境税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)

大垣市長 様

ア 令和〇年 〇月 〇日

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、大垣市税条例第55条の5の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する土地又は家屋の現所有者を次のとおり申告します。

イ

ウ

エ

オ

内容	☒ 相続人(現所有者)代表者の指定 ☐ 相続人(現所有者)代表者の変更		
(課税台帳上の所有者)	氏 名	死亡時の住所	死亡年月日
	水都 博文	大垣市丸の内2丁目29番地	令和〇年〇月〇日
	※宛名キーコード()		
届 出 者			
相続人(現所有者)の代表者①	ふりがな 氏名(名称)	被相続人(課税台帳上の所有者)との続柄(関係)	住所
	すいと さつき 水都 さつき	配偶者	大垣市丸の内2丁目29番地
	生年月日	電話番号	相続分
	昭和〇年〇月〇日	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	1/2
	※宛名キーコード()		
代表者以外相続人現所有者	氏名(名称)	被相続人(課税台帳上の所有者)との続柄(関係)	住所
			相続分
	② 水都 隼人	子	同上
	③ 水都 未来	子	同上
	④		
	⑤		
⑥			

● 「相続人代表者指定・変更届」

市税の納税義務者の方が亡くなられた場合（※）は、地方税法第 9 条に基づき相続人全員にその市税について納税義務が発生します。この届出は、亡くなられた方の相続人を代表して市税に関する納税や通知書等の受取人になっていただくための届書です。

※市県民税・森林環境税については、亡くなられた年にかかる未納分がある場合。

※固定資産税・都市計画税については、翌年の1月1日までに相続登記がお済みでない場合。

※軽自動車税については、翌4月1日までに名義変更または廃車手続きがお済みでない場合。なお、この届出は市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税共通の様式です。

● 「固定資産現所有者申告書」

固定資産(土地・家屋)の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間、原則として相続人が固定資産の現所有者となります。現所有者は登記簿上の所有者が亡くなった翌年度から納税義務を負います。現所有者(相続人)が複数いる場合は、全員が連帯して納税義務を負います。現所有者(相続人)は自身が現所有者であると知った日の翌日から3か月を経過した日までに現所有者の申告を行わなければなりません。現所有者(相続人)が複数いる場合、納税通知書等は現所有者の代表者のみに送付します。

「相続人代表者指定・変更届兼固定資産現所有者申告書」の記入方法

- ア ご提出される日付をご記入ください。
- イ 該当する届出の内容に ☒ (チェック) してください。
- ウ 亡くなられた方(被相続人)の記入欄です。
- エ 亡くなられた方に代わり、今後の納税や通知書等の受取人になってくださる方(相続人(現所有者)代表者)の記入欄です。
※ 相続人の中から代表者を選び、代表となる方の氏名等をご記入ください。
- オ 相続人(現所有者)代表者以外の相続人の記入欄です。
※ 代表者以外の相続人がいる場合、必要に応じてご記入ください。(必須ではありません。)
※ 相続分が未確定の場合、「相続分」欄へのご記入は不要です。

● この届は、大垣市税に関する手続きです。お問い合わせ・郵送先

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内 2-29 大垣市役所 課税課	・市 県 民 税	市民税グループ	0584-47-8179
	・森 林 環 境 税		
	・固 定 資 産 税	固定資産税(土地)グループ	0584-47-8168
	・都 市 計 画 税	固定資産税(家屋)グループ	0584-47-8178
	・軽 自 動 車 税	諸税グループ	0584-47-8143

● 相続のお問い合わせ（※市役所ではお答えできません。）

・相続登記等に関する手続きは	岐阜地方法務局大垣支局	0584-78-3347
・相続放棄等に関する手続きは	岐阜家庭裁判所大垣支部 又はお近くの家庭裁判所にお問い合わせください	0584-78-6352
・相続税については	名古屋国税局大垣税務署 又はお近くの税務署にお問い合わせください	0584-78-4101

● 書類のご記入にあたり、押印は不要です。

ご提出に際し、窓口にお越しいただく方の本人確認ができる書類をご提示いただきます。郵送の場合は、相続人（現所有者）代表者の方の本人確認ができる書類の写しを同封してください。

● 相続人代表者指定・変更届兼固定資産現所有者申告書は「相続人代表者指定・変更届」と「固定資産現所有者申告書」の2つの届出（申告）を行う書類が1枚の様式になったものです。

